

岐阜市住民票の写し等の本人通知制度登録（変更・抹消）  
届出書について

1. この届出書は、本人通知制度に登録された方の登録内容に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときに使用するものです。
2. この届出書を提出する方は、この届出書に必要事項を記入の上、本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード等本人の写真が貼付されたもの。以下同じ。）を提示し、その写しを添えて、岐阜市役所市民生活部市民課又は西部、東部、北部、南部東、南部西、日光の各事務所若しくは柳津地域事務所まで届け出てください。

また、あなたが登録されている方の法定代理人であれば、あなたの本人確認書類のほか、その方との関係が分かる戸籍謄本等を提示してください。なお、その方の本籍が岐阜市内にあり、その関係が岐阜市で確認できる場合は不要です。

あなたが、任意代理人の場合は、あなたの本人確認書類とともに委任状が必要になります。委任状は、原本を提出していただきます。委任者の本人確認書類（コピー可）も必要になります。
3. 次のいずれかに該当する場合は、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出をすることができます。
  - (1) 登録を変更する方又は登録の抹消を希望する方が疾病その他やむを得ない理由等により直接来庁し、変更又は抹消の届出をすることができないと市が判断するとき。診断書等の提出が必要な場合があります。
  - (2) 他の市区町村に居住しているとき。
4. 上記3の郵便等による届出は、この届出書に必要事項を記入の上、本人確認書類の写しを同封してください。ただし、あなたが任意代理人である場合は、委任状が必要になりますので、委任状の原本を送付してください（上記2参照）。
5. この届出書により登録内容の変更をしても、登録期間の更新及び延長はされません。

また、更新を希望する場合は、登録期間満了の1か月前から手続が可能ですので、改めてこの期間内に、別途、岐阜市本人通知制度登録申込書により更新の手続をお願いいたします。
6. 登録の抹消を希望する方がこの届出書を提出する前に登録が抹消されているとき（期間満了による登録抹消）は、この届出書を提出する必要はありません。

なお、登録の抹消がされており、引き続き制度を利用したい場合には、再度、岐阜市本人通知制度登録申込書により新規登録の手続をお願いいたします。
7. この届出書により登録を抹消されたときは、届出日の前日までに岐阜市住民票の写し等交付通知書を発送するような事案がなければ、届出日をもって当該通知書の送付を停止します。